

袖ヶ浦市社会福祉施設等連絡協議会規約

袖ヶ浦市社会福祉施設等連絡協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、袖ヶ浦市社会福祉施設等連絡協議会と称します。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、事務局を担当する施設に置きます。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、袖ヶ浦市内の福祉法人、福祉団体、福祉施設、福祉事業所及び福祉関係者間において諸問題を協議し、これにより相互理解と連携の増進、福祉活動の質の向上、地域の連携と地域づくりの推進及び地域福祉の充実発展に寄与することを目的とします。

(事業の種類)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) 情報交換、職員研修など、会員相互の理解と連携及び福祉活動の質の向上を図る事業
- (2) 福祉に関する調整会議の開催、研修会の実施など、地域の連携及び地域づくりに寄与する事業
- (3) 福祉に関する普及啓発、提言など、地域福祉の充実発展に寄与する事業
- (4) 行政からの受託事業の実施など、地域福祉の向上に資する事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次に掲げる者のうち、本会の趣旨に賛同して入会を申し込み、次条第2項により会長が入会を認めた者とします。

- ① 袖ヶ浦市内に主たる事務所を置く福祉法人及び福祉団体の長
- ② 袖ヶ浦市内に設置されている福祉施設及び福祉事業所の長
- ③ 前各号に準ずる者で、入会を希望する者

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書によりこれを申し込むものとします。

2 会長は、前項の入会申し込みがあった場合には、前条に規定する入会資格の有無の他、入会申込者の袖ヶ浦市内における福祉の実施状況等を総合的に判断して、可否を決するものとします。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければなりません。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は所属している法人、団体、施設もしくは事業所が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができます。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会に出席した会員の三分の2以上の多数による議決により、これを除名することができます。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければなりません。

- (1) 本会の規約及び規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 既に納入した会費及び他の拠出金品は、返還しません。

第4章 役員

(種別及び定数)

第12条 本会に次の役員を置きます。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (2) 監事 2名

(選任等)

第13条 役員は、総会において選任します。

2 監事は、他の役員を兼ねることができません。

(職務)

第14条 会長は、本会を代表し、その業務を総理します。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行します。

3 役員は、役員会を構成し、この規約の定め及び役員会の議決に基づき、本会の業務を執行します。

4 監事は、次に掲げる職務を行います。

(1) 役員の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 役員の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、役員に意見を述べ、若しくは役員会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とします。ただし、再任を妨げません。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間と同一とします。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければなりません。

(欠員補充)

第16条 会長及び副会長がともに欠けたとき並びに監事の全員が欠けたときは、遅

滞なくこれを補充しなければなりません。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会に出席した会員の三分の2以上の多数による議決により、これを解任することができるものとします。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければなりません。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第18条 役員に対する報酬はありません。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができます。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定めます。

第5章 参与

(参与)

第19条 本会に参与若干名を置くことができます。

- 2 参与は、役員会の議決を経て、会長が委嘱します。
- 3 参与は、役員会に出席して意見を述べることができます。
- 4 参与は、本会の業務に協力するものとします。

第6章 総会

(種別)

第20条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とします。

(構成)

第21条 総会は、会員をもって構成します。

(権能)

第22条 総会は、次の事項について議決します。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算

- (6) 役員の選任又は解任及び職務
 - (7) 会費の額
 - (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (9) その他運営に関する重要事項
- (開催)

第23条 通常総会は、毎年2回開催します。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

- (1) 役員会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集します。

2 前項の規定にかかわらず、会長及び副会長がともに欠けた場合には、事務局長が総会を招集します。この場合において、当該総会の最初の議案において会長及び副会長の選任を行うこととし、その選任後は選任された会長及び副会長が直ちにその職に就任し、職務を行うこととします。

3 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければなりません。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければなりません。

(議長)

第25条 総会の議長は、会長がこれにあたります。会長に事故があるときは副会長が、会長及び副会長に事故があるときは事務局長がこれに当たります。

(定足数)

第26条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができません。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知

した事項とします。

- 2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによります。

(表決権等)

第28条 各会員の表決権は、平等なものとします。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができます。
- 3 前項の規定により表決した会員は、前2条、次条第1項及び第49条の規定の適用については、総会に出席したものとみなします。
- 4 総会の議決について、本会と会員との関係につき議決する場合においては、その会員は、その議事の議決に加わることができません。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければなりません。

- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければなりません。
- 3 議事録は、10年間保存しなければなりません。

第7章 役員会

(構成)

第30条 役員会は、役員をもって構成します。

(権能)

第31条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について議決します。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会が議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 現役員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 役員会は、会長が招集します。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に役員会を招集しなければなりません。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければなりません。ただし、緊急、かつ、やむを得ない事情がある場合には、この日数を短縮することができるものとします。

(議長)

第34条 役員会の議長は、会長がこれに当たります。

(議決)

第35条 役員会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とします。

- 2 役員会の議事は、役員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

(表決権等)

第36条 各役員の表決権は、平等なものとします。

- 2 やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の役員を代理人として表決を委任することができます。
- 3 前項の規定により表決した役員は、次条第1項の規定の適用については、役員会

に出席したものとみなします。

- 4 役員会の議決について、本会と役員との関係について議決する場合においては、その役員は、その議事の議決に加わることができません。

(議事録)

第37条 役員会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければなりません。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 役員総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は表決委任者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名、押印しなければなりません。

3 議事録は、10年間保存しなければなりません。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成します。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第39条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定めます。

(会計の原則)

第40条 本会の会計は、収支及び財務状況が明瞭に分かることによるものとします。

(会計の区分)

第41条 本会の会計は、一般会計の他、必要に応じて特別会計を置くことができる

ものとします。

(事業計画及び予算)

第42条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければなりません。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、役員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができます。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなします。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができます。

2 予備費を使用するときは、役員会の議決を経なければなりません。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができます。

(事業報告及び決算)

第46条 本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければなりません。

(事業年度)

第47条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければなりません。

第9章 規約の変更、解散及び合併

(規約の変更)

第49条 この規約を変更しようとするときは、総会に出席した会員の3分の2以上の多数による議決を経なければなりません。

(解散)

第50条 本会は、次に掲げる事由により解散します。

- (1) 総会の決議
- (2) 合併
- (3) 破産

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければなりません。

(清算人の選任)

第51条 本会が解散したときは、役員が清算人となります。

(残余財産の帰属)

第52条 本会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産の処分は、解散を決議した総会において決するものとします。

(合併)

第53条 本会が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経なければなりません。

第11章 特定事務局

(特定事務局の設置等)

第54条 事業の実施上必要があるときは、本会に、その事業を処理するための特定事務局を設置することができます。

- 2 特定事務局には、特定事務局長その他の職員を置きます。
- 3 特定事務局長及びその他の職員は、会長が任免します。
- 4 特定事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定めます。

第12章 雜則

(細則)

第55条 この規約の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、会長がこれを定めます。

附 則

第1条 この規約は、平成20年3月21日から施行します。

第2条 この規約の施行の際、現に会員であった者については、この規約による改正後の第5条に定める会員とみなします。

第3条 この規約の施行の際、現に役員であった者については、この規約による改正後の第12条に定める役員とみなし、その任期は改正後の規約第15条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとします。